

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月15日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社であるToshiba América do Sul Ltda.は、同社に対して提起されていた訴訟について裁判上の和解をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称: Toshiba América do Sul Ltda.(以下「TSAL」)

住 所: ブラジル サンパウロ州

代表者: President Luis Carlos Borba

(2) 当該訴訟の提起があった年月日、提起した者の氏名又は名称及び住所並びに当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

番号	年月日	提起した者の 氏名又は名称及び住所	当該訴訟の内容	損害賠償請求金額 (ブラジルリアル)
1	2013年6月19日	Rodrigo Maxoel Francisco (ブラジル マトグロソ州)	下請従業員による労働訴訟	33,000
2	2013年2月8日	Walter Martins Junior (ブラジル パラナ州)	元従業員による労働訴訟	865,000
3	2013年9月30日	Thiago Pinheiro de Alencar (ブラジル マトグロソ州)	下請従業員による労働訴訟	33,000
4	2015年7月16日	Damasio da Silva Cabral (ブラジル ロンドニア州)	元従業員による労働訴訟	40,000
5	2015年5月26日	Geraldo Natalino de Souza (ブラジル ミナスジェライス州)	元従業員による労働訴訟	77,000
6	2017年6月22日	Ana Paula Melo Soares Vieira (ブラジル リオデジャネイロ州)	顧客によるエアコンの欠陥に関する損害賠償訴訟	18,000

労働訴訟に係る損害賠償請求金額については、当該訴訟の請求内容を踏まえて外部専門家により現実的な係争金額として算定された金額を記載しております。

(3) 訴訟の解決があった年月日、訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

番号	年月日	訴訟の解決の内容及び 損害賠償支払金額
1	2017年10月2日	TSALが、下請従業員に対して約18,000ブラジルリアルを支払うことで和解しました。
2	2017年10月4日	TSALが、元従業員に対して約138,000ブラジルリアルを支払うことで和解しました。
3	2017年10月6日	TSALが、下請従業員に対して約18,000ブラジルリアルを支払うことで和解しました。
4	2017年10月10日	TSALが、元従業員に対して約2,000ブラジルリアルを支払うことで和解しました。
5	2017年10月17日	TSALが、元従業員に対して約5,000ブラジルリアルを支払うことで和解しました。
6	2017年10月27日	TSALが、顧客に対して約1,000ブラジルリアルを支払うことで和解しました。

以 上